文京区訓令第十八号

庁中一般

事業所

事務局

文京区公有財産管理運用委員会規程（昭和三十九年四月文京区訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月九日

文京区長　成澤廣修

第三条第三項中「及び総務部契約管財課長」を「、総務部契約管財課長及び都市計画部建築指導課長」に改める。